

「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」業務委託公募仕様書

本仕様書は、「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」の業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1. 業務名称

「福岡県伝統的工芸品新商品開発事業」業務委託

2. 業務目的

伝統的工芸品産業は昨今、生活様式の変化はもとより、海外からの安価な商品の流入や消費の低迷等により生産高が減少しており、厳しい状況に直面している。

このような状況を打開するためには、消費者志向のものづくりの推進と、高付加価値商品の生産、販売力の強化等が必要不可欠である。

そこで、福岡県の意欲ある伝統的工芸品生産事業者（以下「生産事業者」という）と高いブランド力や知名度をもつ企業やクリエイター等（以下「企業等」という）とのコラボレーションにより、新たなアイデアを取り入れた新商品開発・販売を支援する事業を実施することで、県内伝統的工芸品の販路拡大・新規需要の開拓を図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4. 対象となる伝統的工芸品産地について

博多人形、八女福島仏壇、八女提灯の3産地とする。

5. 具体的な業務内容

(1) 企画及び調整業務

- ・魅力的な新商品の開発や開発した商品の販売等を行うための企画を行うこと。
- ・実施にあたり必要となる、生産事業者や企業等との連絡調整、フォローアップ等の業務を行うこと。

(2) 高いブランド力や知名度をもつ企業等の選定及び提案

- ・魅力的な新商品を開発し、販路拡大に繋げるため、下記に留意してコラボレーションする企業等の候補を具体的に産地ごとに1社以上選定し、提案すること。但し、複数の産地のコラボレーション先として、同じ企業を提案することも可能とする。
- ①柄、デザインだけの使用ではなく、伝統的工芸品や工芸品の技術を用いて、消費者ニーズにあった商品（二次製品を含む）を開発する能力や販売力のある企業等であること。
- ②産地と密なコミュニケーションが取れる企業等であること。
- ③共同開発した商品を企業等の店舗やECサイトで広く販売することが可能であること。
- ④共同開発した商品を生産事業者側の店舗等でも販売することが可能であること。

(3) 新商品開発に取り組む生産事業者の選定

- ・ 県と協議の上、企業等とコラボレーションして新商品開発が実施できる生産事業者を選定すること。(産地訪問等を通じて実際の生産事業者を選定していただくことを想定)

(4) 企業等のマネジメント

- ・ 選定した企業等には下記事項を遂行させること。
 - ①産地訪問を通じて産地の実態を把握すること。
 - ②新商品のイメージを提案すること。
 - ③試作品制作のためのアドバイスを行うこと。
 - ④本委託事業終了後は、企業等と生産事業者で協議のうえ、試作品のブラッシュアップを行い、商品として販売すること。

(5) 広報業務

本業務の取組みについて、選定した企業等及び生産事業者と連携し、ホームページやSNS等でのPRやプレスリリースを実施し、効果的かつ積極的な情報発信を行うこと。

(6) 報告会の開催

本事業の効果を県内産地全体に波及させるため、生産事業者を対象とした報告会を開催すること。

(7) 報告書作成業務

委託業務終了後は実績報告書を作成し、速やかに提出すること。

(8) その他

産地訪問等の交通手段については、原則、受託先が確保すること。

6. 事業目標

1産地あたり1品以上の試作品制作を目指し、新たな需要の開拓を図る。

7. 著作権等

本事業を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利については本業務受託事業者と企業等及び生産事業者で協議の上、明確にしておくこと。ただし、事業広報、宣伝のために商品の写真などを使用する権利は本業務受託事業者も有することとし、判断が難しい場合はその都度協議する。

8. 履行期限

令和4年3月31日

9. その他

本仕様書に定めのない事項については委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。